

令和8年度 第4回栃木地方最低賃金審議会

日 時 令和8年8月21日（金）午前10時～

場 所 宇都宮第2地方合同庁舎 5階大会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- （1）栃木地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
- （2）栃木県特定最低賃金改正決定の必要性について
- （3）栃木県特定最低賃金の改正決定について（諮問）
- （4）その他

3 閉 会

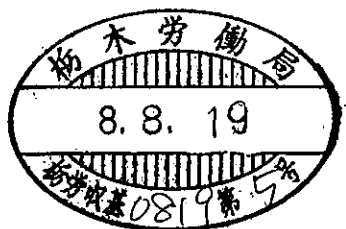
令和8年度 第4回栃木地方最低賃金審議会資料目録

I 栃木県最低賃金 関係資料

I－1	異議申出書[佐野地区労働組合会議・労働組合わたらせユニオン]	
	(令和8年8月19日付)	・・・ 1
I－2	異議申出書[栃木公務公共一般労働組合] (令和8年8月20日付)	・・・ 5
I－3	異議申出書[栃木県労働組合総連合] (令和8年8月20日付)	・・・ 7
I－4	異議申出書[JMITU労働組合] (令和8年8月20日付)	・・・ 9
I－5	異議申出書[全国福祉保育労働組合栃木支部] (令和8年8月20日付)	・・・ 13
I－6	異議申出書[とちぎコープ労働組合] (令和8年8月20日付)	・・・ 15
I－7	異議申出書[農業経営者] (令和8年8月20日付)	・・・ 17

II 栃木県特定最低賃金 関係資料

II－1	令和8年度栃木県特定最低賃金 改正決定申出状況一覧	・・・ 21
II－2	栃木地方最低賃金審議会 栃木県特定最低賃金専門部会運営規程（案）	・・・ 23

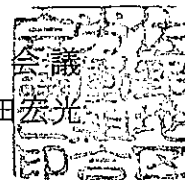


2026年8月18日

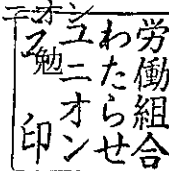
栃木労働局長
中野 知基 殿

栃木県佐野市浅沼町796

佐野地区労働組合 会議
議長 久保田 宏光



労働組合わたらせユニオン
委員長 小野 勉



先に公示された「栃木県最低賃金の改定に関する栃木地方最低賃金審議会の答申」について、以下の通り異議申し出を行います。

(1) 異議申し出の内容

先日公示された、栃木県最低賃金を57円引き上げ、1125円とするとの答申は、目安を1円上回りましたが、最低賃金法第1条の「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上および事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」を踏まえた審議の結果としては不十分です。

最低賃金が24年ようやく1000円以上に引き上げられましたが、中小企業に対する支援策を積極的な議論により充実され、物価高騰が今なお続く中では、今年度の栃木県最低賃金を大幅に引き上げ、1500円を目指すべきです。栃木労働局長は金額が低すぎることを理由として栃木地方最低賃金審議会に再審議を求めるべきです。

(2) 理由について

最低賃金について、近年「時々の事情」により引き上げが行われてきたことについて、私たちは「最低賃金のあるべき水準の議論を行ったうえで、引上げについて議論すべきである」と、この間、意見を述べてきました。しかし、22年からの物価高騰は労働者の生活を直撃し、特に預貯金など資産の無い最低賃金近傍で働く労働者が、生活に困窮し、悲鳴を上げているという状況の中で、物価高騰に対処することを最優先して引上げの議論を行うよう要請してきまし

た。合わせて、高市政権は前政権の「2020年代に1500円への引き上げ」目標を「30年代の前半のできる限り早期」と政府方針を大きく後退させたことは納得できません。もともと低い最低賃金の上に物価上昇が生活を直撃しているにも拘らず、引き上げの流れを5年間にわたって遅らせてはなりません。

最低賃金は、生活保護制度と並び、憲法第25条を保障するナショナルミニマムの柱です。それゆえ、最低賃金法第9条2項の3要素の中で最優先されるべきは労働者の生計費、物価の動向です。

今年度、中央最低賃金審議会の目安の答申における公益委員見解は、生計費について以下のように記述しています。

- ・消費者物価指数をみると、昨年10月からの期間で見た場合は平均2.1%で、引き続き上昇局面にあるが、前年同期までの3.9%から低下している。最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活に密接に関連する「食料」について見ると昨年からの期間で平均4.3%であり、前年同期での平均6.4%から低下したものの、引き続き高水準となっている。
- ・このように「持家の帰属家賃を除く総合」、「食料」、「基礎的支出項目」、「1か月に1回程度購入」する品目については、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年から緩やかになっている。一方で、昨年からのエンゲル係数は勤労世帯で26.3%となっており、近年上昇傾向にある。最低賃金に近い賃金水準の労働者では27.0%とさらに高い水準となっている。実質的な購買力を押し下げる要因ともなっていると考える。
- ・最低賃金の引上げにより、時間当たり賃金上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回しているが54.8%の調査結果が出ていることを踏まえると、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては生活が苦しくなっている者もいると考えられる。
- ・この状況を踏まえれば、今年度においては、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年10月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、「頻繁に購入」する生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

昨年を目安額は、Aランク63円(5.6%)、Bランク63円(6.3%)、Cランク64円(6.7%)の引上げに対して、金額は66円で引き上げ率は6.3%

でしたが、昨年はなんと39の道府県で目安を大きく上回る引き上げがなされました。今年の目安はAランク54円(4.5%)、Bランク56円(5.2%)、Cランク56円(5.4%)の目安が出され、栃木の今年の答申は目安を1円上回る57円、5.34%の引き上げになります。昨年を7円下回りました。

この4年間の物価高騰により、実質賃金は4年連続でマイナスとなり、今年になってからも依然として値上げは続いています。物価上昇に賃金の伸びが追いつかない状況が常態化しています。消費者物価指数は、前年同期から低下し上昇率は鈍化していると公益委員見解で指摘していますが、この夏から秋にかけて数千項目の値上げが予定されており、庶民の暮らしからはその実感はありません。物価高騰はとめどなく継続しているのです。公益委員見解にあるように、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であることは明確となっております。

栃木の最低賃金57円、5.34%の引き上げは、物価動向を踏まえた引き上げとは思えません。一昨年栃木は茨城に超されてしまいました。10月以降、最低賃金の引き上げ率を上回る物価高騰が起きる可能性があり、それを踏まえた引き上げとして57円では極めて不十分です。

今年度、1500円を目指す最低賃金にするとともに、全ての議論を公開するよう要請してきました。しかし、専門部会是一部公開されたものの、労使の主張する金額が公表されることにとどまり、例えば物価の動向についてそれがどのように議論されたのか、全く明らかになっていません。議事の公開について一部公開ではなく、全面的な公開とすべきです。

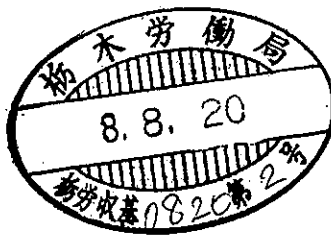
もし、このまま57円の引上げが決定し、10月から施行されるのであれば、8月以降の物価上昇を勘案し、中央最低賃金審議会の目安答申にある、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させる通り、物価上昇が最低賃金の引き上げ率を上回るような事態になった場合、最低賃金法第12条に基づき、栃木労働局長は再度、栃木地方最低賃金審議会に対し、改定を諮問すべきです。

以上

2026年栃木地方最低賃金改定に対する異議申出書

令和8年8月17日

栃木労働局長
中野 知基 殿



栃木公務公共一般労働組合
執行委員長 薄田 敦雄

令和8年度栃木県最低賃金を時間額1,125円（57円引上げ）とする答申について、最低賃金法に基づき、下記のとおり異議を申し出ます。

第1 異議の趣旨

当労働組合は、本答申に反対し、更なる最低賃金の引上げを求めます。57円という引上げは一定の前進ではありますが、長引く物価高騰のもとでは労働者の生活改善には到底及びません。

最低賃金法第1条は、「労働条件の改善」と「労働者の生活の安定」、さらには「国民経済の健全な発展」に寄与することを目的としています。

しかし、本答申額では、この法の目的を十分達成できるとはいえませんが、

第2 異議の理由

1 「働けば普通に暮らせる賃金」には程遠い

最低賃金制度は、単に飢えをしのぐための制度ではありません。憲法第25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を実現するための制度です。時給1,125円では、フルタイムで働いても税金や社会保険料を差し引けば、住宅費、食費、光熱費、通信費、教育費、医療費を支払うだけで生活は極めて厳しく、将来への貯蓄や結婚・子育てを考えられる水準には到底達していません。

「働いても貧困」から脱却できない最低賃金は、制度本来の目的を果たしているとはいえません。

2 物価高騰を反映した水準ではない

近年、米をはじめとする食料品、電気・ガス料金、ガソリン、日用品など生活必需品の価格は大幅に上昇しています。

最低賃金近傍で働く労働者ほど、その影響を強く受けています。57円の引上げでは、物価上昇分を補うことさえ難しく、実質賃金の改善にはつながりません。

3 最低生計費との乖離

労働組合が全国で実施している最低生計費調査では、地域が違っていても「人間らしい生活を送るために必要な生活費」に大きな差はないことが明らかになっています。

若者でも、自動車、通信、医療、社会参加など最低限必要な生活を送るには、現在の最低賃金水準を大きく上回る収入が必要です。

最低賃金は、生存を維持する水準ではなく、人間として尊厳を持って生活できる水準であるべきです。

4 地域間格差を放置することは地方衰退を加速させる

栃木県は首都圏への通勤圏でもあります。
最低賃金格差は若年労働者の県外流出を招き、地域産業、医療、介護、物流、小売など深刻な人手不足を一層悪化させます。

地域経済を守るためには、他県との格差を縮小する積極的な最低賃金政策が必要です。

5 最低賃金引上げは地域経済への投資である

最低賃金が引き上げられれば、賃金の多くは地域で消費されます。
それは商店街、小売業、飲食業、サービス業へ循環し、地域経済を活性化させます。
最低賃金の引上げは経済成長を支える政策であり、「コスト」ではなく「地域への投資」です。

6 中小企業支援は行政の責任である

最低賃金を抑えることで中小企業を守るという考え方には賛成できません。
守るべきは低賃金ではなく、中小企業です。

国及び自治体は、

- ・ 公正な価格転嫁の実現
- ・ 業務改善助成金の拡充
- ・ 社会保険料負担の軽減
- ・ エネルギー価格高騰対策
- ・ 地域中小企業への直接支援

などの施策を一層充実させるべきです。

中小企業支援の不足を理由に最低賃金を抑制することは、本末転倒です。

7 政府目標との整合性

政府は全国加重平均 1,500 円を目標として掲げています。
今回の答申は一定の前進ではあるものの、その目標との間には依然として大きな隔たりがあります。

審議会には、将来の到達目標を見据え、計画的かつ大胆な引上げを行う責任があります。

8 労働者の尊厳を守る最低賃金へ

最低賃金は単なる経済政策ではありません。
安心して働き、家庭を築き、子どもを育て、高齢になっても安心して暮らせる社会を支える人権政策です。

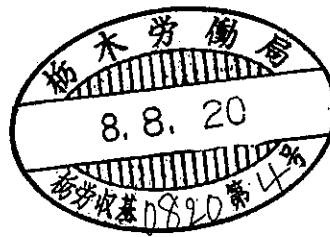
「働けば普通に暮らせる社会」を実現することこそ最低賃金制度の使命です。
その使命に照らせば、本答申額はなお不十分であり、更なる引上げが必要です。

第3 結論

以上の理由から、当労働組合は令和8年度栃木県最低賃金を時間額 1,125 円とする答申に異議を申し立てます。

栃木労働局長におかれては、最低賃金法の趣旨、日本国憲法の理念及び労働者の生活実態を真摯に受け止め、答申を見直し、更なる最低賃金の引上げについて再審議されるよう強く求めます。

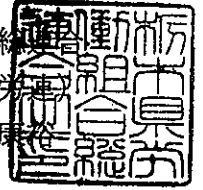
以上



2026 年 8 月 19 日

栃木労働局長 中野 知基 様

栃木県労働組合連合会
 (略称 栃木県労連)
 議長 青木 康裕



2026 年度栃木地方最低賃金改定に対する異議申出

県内労働環境の健全な向上のために尽力されている貴職に、心より敬意を表します。標記のことにつき、以下のとおり異議を申し出ます。

【異議の内容】

- 1, 57 円引き上げ（時間額 1,125 円）では、物価高騰に追いつかず実質賃上げにならないだけでなく、私たちの最低生計費調査結果（月額 28 万円余、時給 1900 円必要）に照らしても低すぎることから、ただちに時間額 1,700 円以上とし、2,000 円をめざすこと。
- 2, 答申通りであれば東京との最賃格差は 3 円縮小するが依然として 155 円もの差があり、労働力の首都圏への流出が止まらず、県内経済の衰退が加速するおそれがあることから、早期に東京都との格差をなくす額の引き上げを行うこと。
- 3, 欧米諸国の最賃は 2,000 円以上から 3,000 円前後に達しており、それと比較しても低すぎるため、労働力の海外流出も懸念される。国際競争力維持の観点からも、早急に国際水準に達する最賃引き上げを行うこと。
- 4, 二者協議を含め、審議会・専門部会の議論のすべてを公開し、民主的に開かれた場で改めて議論し、改定額を決定すること。

【異議の理由、趣旨説明】

1, 先に意見書及び意見陳述で述べた通り、栃木県労連が本年 6 月に記者発表を行なった「最低生計費試算調査」結果によれば、栃木県で 20 代の労働者が自立した生活を営むには月額 28 万円あまり、月 150 時間働くとして時給 1,900 円程度が必要という結果でした。これに遠く及ばないこのたびの答申を、私たちは受け入れることができません。

2021 年以降、栃木県の最賃は、過去最高を毎年更新する引き上げ額が続き、求めるスピード感こそ違うものの、加速度的に上がって行くことを多くの労働者が期待していました。その期待を裏切り、最低生計費に遠く及ばないどころか、昨年水準も下回る改定では、労働者世帯の購買意欲を向上させ、景気を活気づかせることはできません。

多くの労働者が生活改善を実感できる大幅な引き上げを求めます。

2, 栃木県と東京都の最賃は、現在、時間額 158 円の差があります。仮に答申通りの改定が実施されれば、10 月 1 日以降に差は 3 円縮小し 155 円になるものの、このペースでは差が 0 になるまで 50 年以上を要し、とうてい「格差の解消に道をつけた」と言えるものではありません。

年間 1,800 時間働くと仮定して、年間で正規雇用労働者の平均月額賃金に匹敵する 28 万円近くの格差が依然として残されています。東京の最賃で 1,800 時間働いたのと同じ収入を得ようとするれば、栃木の最賃では 2,048 時間も働かざるを得ません。その差は 1 日 8 時間とすれば 31 日分にあたり、いわば、栃木県では 1 か月以上ただ働きを強いられる状態とも言えます。このことは、

憲法 14 条に保障された法の下での平等に反しており、1 日も早く是正が必要です。

前述の最低生計費試算調査は、全労連の 31 都道府県組織で取り組まれています。東京都など都市部でも、栃木県など B ランクでも、それ以下の C ランクの県でもほとんど同じ額が必要という結果が出ています。こうした科学的な調査結果に目を向けることなく、私たちの調査を無視し、格差を温存し続けることに固執した審議は、きわめて不適切であると考えます。

金額の大幅引上げとともに、格差解消につながる改定という視点での審議を強く求めます。

3、欧米先進国の最賃は時給 2,000 円以上が常識となっており、3,000 円に達する国も出ています。そうした国々は、賃上げによって個人消費を押し上げ、景気的好循環を生むことで経済成長を維持してきました。日本にはその視点がなく、このままでは労働力の国外流出、知識や技術の散逸が起これ、日本経済は下降の一途をたどることになります。

強く元気な日本経済を取り戻すためにも、思い切った賃上げが必要です。早期に欧米と肩を並べる 2,000 円以上に到達することをめざして、最低賃金の引き上げ幅を思い切って拡大することを、強く求めます。

4、審議会は傍聴を認めているものの、金額が決まる過程において重要な協議がなされているであろう一部の会議が非公開とされています。こうした密室協議は議事録も公開されず、いわば実質的な決定過程の大半がブラックボックスとなっています。

県民生活に広く影響を及ぼす政策の決定過程が、県民に知られることなく密室で協議され、どのような議論がされたのか知り得ないことは、民主主義にとって重大な問題です。多くの県民が「最賃はいつ、どこで、どのように決まっているのか」を知らず、最賃制度そのものに対する理解や関心が社会に広く浸透しない実態を直視し、公開のあり方を見直すべきです。

さらに、7 月 30 日実施の第 2 回審議会において、一部の委員から、最賃制度の趣旨も、最賃近傍で働くことを余儀なくされている労働者の実態も理解していないと疑わざるを得ない内容の発言がありました。記録も十分にとれなかった状況で、発言の詳細を記すことは困難ですが、このような委員が参画して決定された答申を私たちは受け入れることはできません。

広く社会に開かれた公正な審議会において審議をやり直し、改めて大幅引き上げを議論し決定されるよう、強く求めます。

なお、審議会の公開にあたっては、専門部会や二者協議を含め原則すべての会議を傍聴可能とするほか、具体的に以下のような改善を実施されるよう求めます。

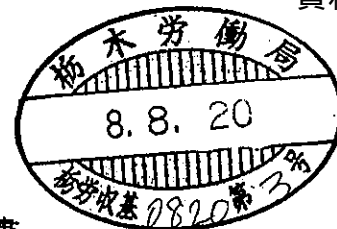
- ①事前申し込みを必須とせず、定員に空きや欠席がある場合は当日でも傍聴を認めること。
- ②傍聴席に机を設け、メモなどをしやすくすること。
- ③報道機関の取材を受け入れる場合は、傍聴者にも写真撮影、録音などを許可すること。

最低賃金は日本経済を下支えする制度であり、公的年金や生活保護などの社会保障制度とも連動し、相互に影響し合うものです。低賃金は低年金を生み、事情により働けなくなった場合の社会保険給付も低水準になり、人生のあらゆる局面に影響が及びます。

今、ただちに最賃を大幅に引き上げなければ、年金や社会保険給付なども低い水準にとどまり、将来にわたって格差と貧困が拡大・固定化することになります。こうした負のスパイラルを断ち切り、好循環に変えて行くためには、思い切った転換が必要です。

貴職の公正な決断に期待します。

以上



2026年栃木地方最低賃金改定に対する異議申出書

令和8年8月7日

栃木労働局

局長 中野 知基 殿

J M I T U 栃木地方本部

執行委員長 阿波 長次

令和8年度栃木県最低賃金を時間額1,125円（57円引上げ）とする答申について、最低賃金法に基づき、下記のとおり異議を申し出ます。

第1 異議の趣旨

当労働組合は、本答申に反対し、更なる最低賃金の引上げを求めます。

57円という引上げは一定の前進ではありますが、長引く物価高騰のもとでは労働者の生活改善には到底及びません。

最低賃金法第1条は、「労働条件の改善」と「労働者の生活の安定」、さらには「国民経済の健全な発展」に寄与することを目的としています。

しかし、本答申額では、この法の目的を十分達成できるとはいえません。

第2 異議の理由

1 「働けば普通に暮らせる賃金」には程遠い

最低賃金制度は、単に飢えをしのぐための制度ではありません。

憲法第25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を実現するための制度です。

時給1,125円では、フルタイムで働いても税金や社会保険料を差し引けば、住宅費、食費、光熱費、通信費、教育費、医療費を支払うだけで生活は極めて厳しく、将来への貯蓄や結婚・子育てを考えられる水準には到底達していません。

「働いても貧困」から脱却できない最低賃金は、制度本来の目的を果たしているとはいえません。

2 物価高騰を反映した水準ではない

近年、米をはじめとする食料品、電気・ガス料金、ガソリン、日用品など生活必需品の価格は大幅に上昇しています。



最低賃金近傍で働く労働者ほど、その影響を強く受けています。

57 円の引上げでは、物価上昇分を補うことさえ難しく、実質賃金の改善にはつながりません。

3 最低生計費との乖離

労働組合が全国で実施している最低生計費調査では、地域が違って「人間らしい生活を送るために必要な生活費」に大きな差はないことが明らかになっています。

若者でも、自動車、通信、医療、社会参加など最低限必要な生活を送るには、現在の最低賃金水準を大きく上回る収入が必要です。

最低賃金は、生存を維持する水準ではなく、人間として尊厳を持って生活できる水準であるべきです。

4 地域間格差を放置することは地方衰退を加速させる

栃木県は首都圏への通勤圏でもあります。

最低賃金格差は若年労働者の県外流出を招き、地域産業、医療、介護、物流、小売など深刻な人手不足を一層悪化させます。

地域経済を守るためには、他県との格差を縮小する積極的な最低賃金政策が必要です。

5 最低賃金引上げは地域経済への投資である

最低賃金が引き上げられれば、賃金の多くは地域で消費されます。

それは商店街、小売業、飲食業、サービス業へ循環し、地域経済を活性化させます。

最低賃金の引上げは経済成長を支える政策であり、「コスト」ではなく「地域への投資」です。

6 中小企業支援は行政の責任である

最低賃金を抑えることで中小企業を守るという考え方には賛成できません。

守るべきは低賃金ではなく、中小企業です。

国及び自治体は、

- 公正な価格転嫁の実現
- 業務改善助成金の拡充
- 社会保険料負担の軽減
- エネルギー価格高騰対策
- 地域中小企業への直接支援

などの施策を一層充実させるべきです。

中小企業支援の不足を理由に最低賃金を抑制することは、本末転倒です。

7 政府目標との整合性

政府は全国加重平均 1,500 円を目標として掲げています。

今回の答申は一定の前進ではあるものの、その目標との間には依然として大きな隔たりがあります。

審議会には、将来の到達目標を見据え、計画的かつ大胆な引上げを行う責任があります。

8 労働者の尊厳を守る最低賃金へ

最低賃金は単なる経済政策ではありません。

安心して働き、家庭を築き、子どもを育て、高齢になっても安心して暮らせる社会を支える人権政策です。

「働けば普通に暮らせる社会」を実現することこそ最低賃金制度の使命です。

その使命に照らせば、本答申額はなお不十分であり、更なる引上げが必要です。

第3 結論

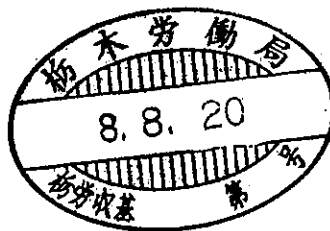
以上の理由から、当労働組合は令和8年度栃木県最低賃金を時間額 1,125 円とする答申に異議を申し立てます。

栃木地方最低賃金審議会におかれては、最低賃金法の趣旨、日本国憲法の理念及び労働者の生活実態を真摯に受け止め、答申を見直し、更なる最低賃金の引上げについて再審議されるよう強く求めます。

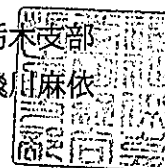
以上

2026年8月20日

栃木県労働局長 中野 知基 様



全国福祉保育労働組合栃木支部
執行委員長 飛田麻依



2026年栃木地方最低賃金改定に対する異議申出書

このたび、2026年度栃木地方最低賃金の改定答申が時間額 1125 円に対し、現場ではたらく仲間たちの切実な思いを込めて、以下の通り異議を申し出ます。

【異議申出の理由】

1. 物価高に苦しむパート労働者たちの声と、生計費の現実

今、長引く物価高騰は福祉現場で働く多くのパート・非正規労働者らの生活を直撃しています。審議会の資料(帝国データバンク調査)にもある通り、この8・9月だけで数千品目の食品が値上げされ、平均値上げ率は15%にも達しています。

現場の労働者からは、「自分の給料だけでは家族を養えない」「奨学金の返済で精一杯で親元から自立できない」「定年後も働いているがパートの給料では生活が苦しい」という悲鳴のような声が上がっています。栃木県労連が実施した最低生計費試算調査でも県内で自立して生活するには時給1900円が必要という結果が出ています。

第2回審議会で「短時間労働者の生活苦は福祉の問題」「週40時間働いていない資料は検討が無理」というような非正規ではたらく仲間たちの声を切り捨てるようなお言葉があったことは、本当に悲しく、残念でなりません。福祉制度の側面からの検討も大切ですが、単一職場だけでは生活が成り立たず、ダブルワークやトリプルワークをせざるを得ない労働者の実態があることも知っていただき、すべての労働者が安心して暮らせるための最低賃金であってほしいと強く願います。

2. 深刻な人手不足と、これ以上の県外流出を防ぐために

保育や介護などの福祉の仕事は地域の子どもたちの安全や利用者の命をまもる大切なエッセンシャルワークです。しかし、現在の低い賃金水準のままでは、深刻な人手不足に歯止めがかかりません。審議会資料で告示された、日銀の資料でも「労働需給の引き締め(人手不足)が強まっている」と公式に指摘されています。

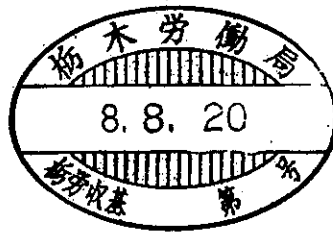
栃木県は、首都圏に隣接しているため、より賃金の高い埼玉県や東京都へとせっかく育った専門人材がどんどん流出してしまっています。福祉施設は一般の中小企業と違って、国の決める「公定価格」で運営されているため、自分たちで自由にサービス価格を上げて人件費に回す(価格転嫁する)ことができません。だからこそ、最低賃金を底上げすることで福祉労働者全体の人材確保推進の後押しになり、栃木県でさらなる引き上げをすることで専門性をもった人材の県外流出を防ぐ効果が得られると考えます。

3. 最後に

憲法25条に基づき、最低賃金制度は生存権を労働の現場で具体的に保障するための最も重要なセーフティネットであるはずです。すべての労働者がこれからも安心して栃木県内で働き続けられるように、私たちが要望している時間額1200円以上、(直ちに1500円)への再改定をお願いいたします。

以上

栃木労働局長
中野 知基 様



2026 年 8 月 20 日

宇都宮市川田町 858
とちぎコープ労働組合
中央執行委員長 生方 健介



令和 8 年度「栃木県最低賃金の改定決定について（答申）」に対する異議申出

8 月 5 日に答申された、令和 8 年度の「栃木県最低賃金の改定決定について（答申）」につきまして、とちぎコープ労働組合は下記の通り異議申し出を行います。

記

一、異議申し出の内容

1. 時間額 1, 125 円（引き上げ額 57 円）では不服です。
2. 栃木県最低賃金を、加重平均時間額 1, 176 円以上に引き上げること。

二、異議申出の理由

私たちは、先に提出した意見書の中で、栃木県の最低賃金が低すぎるとして、主に次の論点に基づいて主張してきました。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 物価上昇に対応した大幅な引き上げを求めます 2. 一人ひとりウェルビーイングの向上につながる最低賃金の実現を求めます 3. 働く人々をめぐる全般的な状況 4. 「パート労働黒書 No, 13」から見てきたもの 5. 全国一律で最低生計費を保障する最低賃金制度の確立を 6. 栃木県民が関心を持てる審議会運営の改善を |
|---|

最低賃金 1, 125 円では、労働者が健康で文化的な生活を営むことができません。最低賃金は、単に労働者が生存できる最低限の金額を定めるものではありません。働くことによって得られる賃金によって、地域で生活し、社会の一員として普通に暮らしていくことができる水準でなければなりません。さらに現代においては、単なる生存や消費水準にとどまらず、心身の健康、生活の質、社会的つながり、自己実現を含むウェルビーイング（well-being）の確保が重要な政策目標となっています。この点から注目すべきなのが、栃木県で取り組み 2026 年 6 月に公表された「最低生計費試算調査結果」です。同調査では、栃木県宇都宮市において、25 歳単身者が 25 m²の賃貸ワンルームマンションで生活するモデルについて、最低生計費を次のように試算しています。

- ・ 男性モデル：税込み月額 283, 784 円（年額 3, 405, 408 円）
- ・ 女性モデル：税込み月額 285, 095 円（年額 3, 421, 140 円）

これを月 150 時間労働として時間額に換算すると、男性は 1,892 円、女性は約 1,901 円となります。これは贅沢な生活を前提とした金額ではありません。食費、住居費、水道光熱費、被服費、保健医療費、交通・通信費、教養娯楽費など、地域で一人の若者が社会生活を営み、心身の健康や人間関係の維持、最低限の文化的活動を含むウェルビーイングを確保するために必要な費用を積み上げたものです。これに対し、今回答申された最低賃金 1,125 円で月 150 時間働いた場合、単純計算で月額 168,750 円、年額 2,025,000 円にとどまります。男性・女性いずれの最低生計費と比較しても、年間で約 140 万円前後の大きな乖離があります。この大きな乖離は、「最低賃金で働いても、普通に生活することができない」という現実を明確に示しています。

「目安を上回った」ことだけでは、生計費を満たしているとはいえません。近年、食料品、光熱費、家賃、日用品などの価格上昇が続いており、最低賃金近傍で働く労働者ほど生活への影響を強く受けています。

今回の答申額 1,125 円は、中央最低賃金審議会が示した栃木県の目安額 56 円を 1 円上回っています。しかしながら、意見聴取の場として行われた意見陳述のみでは、栃木県の労働者の生活実態を十分に反映したとは評価できません。今回の 57 円の引上げによっても、最低生計費との間にはなお 767 円もの時間額の差があります。この差は、最低賃金で働く労働者自身の努力だけでは、埋めることのできない水準です。最低賃金がこの水準を大きく下回る状態が続けば、若者の県外流出、人手不足、低賃金による生活困難をさらに深刻化させることにもつながります。

また、非正規で働いている労働者の声を毎年集めた「パート労働黒書No.13」を意見書とともに提出していますが、公益委員の方から「出さないでくれ」との声が出たことを受け、非正規労働者は最低賃金引き上げが時給の引き上げになっている事も含め、最低賃金の審議にあたっているとは思えません。

以上の理由から、令和 8 年度の栃木県最低賃金を時間額 1,125 円とする答申について異議を申し出ます。今回の答申を再検討し、栃木県で働く労働者が最低限度の生活を維持できる水準まで最低賃金を引き上げるよう強く求め、栃木労働局長はこれらを踏まえ、栃木地方最低賃金審議会に再審議を求めることを強く要請いたします。

以上

異議申出書

令和8年8月7日

栃木労働局長 中野 知基 殿

申出人

住所：栃木県

氏名（名称）：

代表者氏名：

連絡先（電話番号）：

（他、別紙「署名簿」記載の賛同者一同）

最低賃金法第11条の規定に基づき、栃木県地域別最低賃金の改定案に関し、以下のとおり異議を申し上げます。

1. 対象となる最低賃金 栃木県地域別最低賃金

2. 異議の趣旨

令和8年8月5日に栃木地方最低賃金審議会が答申した栃木県地域別最低賃金の時間額1,125円（現行の1,068円から57円引き上げ）について、これを撤回し、現行額への据え置き、または引き上げ幅の大幅な圧縮を求めます。

3. 異議の理由

（1）原油・ナフサ高騰に伴う施設園芸資材・暖房費の激増

当方は栃木県内において施設園芸による「いちご」の栽培・販売を営んでおります。いちご栽培には広大なビニールハウスが必要不可欠ですが、近年のナフサ価格高騰の影響を受け、ハウス用ビニールやマルチ、バック資材などのプラスチック製農業資材の価格が著しく高騰しています。（200%前後増）

さらに、冬季の計画的な栽培・収穫に不可欠な暖房用燃料（A重油等）やウォーターカーテン方式によるハウス管理の電気代負担も高騰が続いており、生産コストは限界近くまで膨れ上がっています。

（2）価格転嫁が極めて困難ないちごの市場構造

このように生産コストが激増している一方で、いちごの取引価格は主に出荷先の市場需給（農業協同組合）や作況によって決定されるため、経営側が自発的に「コスト上昇分を販売価格へ上乗せ（価格転嫁）」することが困難な環境にあります。高騰した資材費・燃油費を経営努力で吸収している現状において、さらに57円という大幅な人件費の引き上げが重なれば、当園の損益分岐点を超え、事業継続そのものが危機に瀕します。

（3）収穫期（繁忙期）の雇用維持への深刻な影響

いちご栽培は収穫・育苗の時期に膨大な手作業を要するため、地域住民（パートタイマー等）の雇用には深く依存しています。一律の最低賃金大幅引き上げは、特に冬から春にかけての繁忙期における人件費総額を急増させ、結果として雇用の縮小や、栃木県の基幹産業である「いちご農業」の担い手不足・衰退をさらに加速させる恐れがあります。

以上の理由から、現下の極めて厳しい農業経営の実態を考慮いただき、改定案の見直しを強く要望いたします。

以上



【別紙】栃木県地域別最低賃金改定案に関する異議申出 署名簿

私たちは、令和6年8月に答申された栃木県地域別最低賃金の時間額1,125円への改定案に対し、本申出の趣旨および理由に全面的に賛同し、連名にて異議を申し出ます。

(対象：栃木県内の農業経営者・事業者)

No.	農園名・事業者名	代表者住所	代表者氏名	押印
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

【別紙】栃木県地域別最低賃金改定案に関する異議申出 署名簿

私たちは、令和6年8月に答申された栃木県地域別最低賃金の時間額1,125円への改定案に対し、本申出の趣旨および理由に全面的に賛同し、連名にて異議を申し出ます。

(対象：栃木県内の農業経営者・事業者)

No.	農園名・事業者名	代表者住所	代表者氏名	押印
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

令和8年度 栃木県特定最低賃金 改正決定申出状況一覧

栃木労働局

申出区分	特定最低賃金の件名	申出者	申出ケース	現最低賃金額	労働協約の最低額	差額	基幹的労働者数	申出者が代表する基幹的労働者数	合意割合(%)
改正決定	栃木県塗料製造業最低賃金	JEC連合栃木地方連絡会 議長	労働協約	1,159円	1,253円	94円	953	423	44.4%
改正決定	栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	JAM北関東栃木県連絡会 会長	公正競争	1,070円	1,140円	70円	20,848	7,205	34.6%
改正決定	栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	電機連合栃木地方協議会 議長	労働協約	1,105円	1,234円	129円	15,484	6,541	42.2%
改正決定	栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金	全日本自動車産業労働組合総連合会 栃木地方協議会 議長	労働協約	1,114円	1,191円	77円	26,785	9,125	34.1%
改正決定	栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金	JAM北関東栃木県連絡会 会長	公正競争	1,104円	1,428円	324円	7,510	4,228	56.3%
改正決定	栃木県各種商品小売業最低賃金	栃木県各種商品小売業最低賃金対策会議 代表 UAゼンセン栃木県支部 支部長	労働協約	1,068円	1,073円	5円	5,096	1,938	38.0%

栃木地方最低賃金審議会
栃木県特定最低賃金専門部会運営規程（案）

（目 的）

第1条 栃木地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する栃木県特定最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（名 称）

第2条 専門部会には、それぞれその担当する最低賃金の件名を冠する。

（構 成）

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

（会議の招集）

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、栃木労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（委員の出欠席）

第5条 委員は、部会長が必要であると認めるときには、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報 告)

第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決事項を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 年 月 日から施行する。